

中東知的財産ニュースレター Vol.17

・ヨルダン — PCT が発効

ワークショップおよび会議など長年にわたる準備を経て、ヨルダンは大きな一歩を踏み出し、2017年3月9日に特許協力条約(PCT)に加盟した。2017年6月9日にPCTが発効されたことから、同日以降に提出されるすべての国際出願について、ヨルダン(JO)を指定国とした国内段階移行が可能となる。

これは、ヨルダンでの投資に関する特許保護を検討している出願人にとっては朗報と言える。ヨルダン国内で出願するかどうかを国際調査に基づいて判断するためのグレース・ピリオド(猶予期間)が設けられることから、結果的に、ヨルダンへの出願は増えるものと思われる。

ヨルダンでは、引き続き外国からの投資を積極的に呼び込んでいる。外国からの投資と現地での開発の両方で健全なバランスを保つことは、同国自体の成長にとってもメリットが大きい。ヨルダンは、知的財産法を適切に運用・執行することにより、革新的な「ハブ」としての機能を強化して、健全なバランスを実現することができるであろう。

・GCC 特許庁 — SIPO との MoU

湾岸協力会議(GCC)特許庁は、2017年5月28日、中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)との間で新しい覚書(MoU)に署名した。このMoUの狙いは、特許制度を強化するとともに、知的財産分野におけるGCCと中国の協力関係を強化することである。

このMoUは、GCC特許庁による管轄地域の知財制度の確立と発展のための継続的な取組みの一環といえる。なお、GCCの加盟国は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の6ヵ国である。

・クウェート — 特許制度に関する希望の光

クウェート特許局は、GCC特許庁の協力により、クウェートで係属中であつたすべての特許出願に関する方式審査を完了したことを発表した。クウェート特許局は、今後、この通知を代理人に伝え、次のステップ(現時点では詳細不明)についてアドバイスするものと見られる。施行規則によると、方式上の瑕疵があつた場合、出願人は通知日から3ヵ月以内にこれを修正することができる。

クウェートと特許を巡る状況を簡単にまとめると、次のようになる。クウェート特許局は、2016年4月に、GCC特許法とその施行規則を、現行の特許法および施行規則として正式に採用した。この発表の後、クウェート特許局は、新しい特許出願の受理を停止するとともに、クウェート国内での特許権の保護を求める特許権者に対し、GCC特許制度による保護を推奨した。この時点では、係属中のすべての特許出願が今後どのように扱われるかは定かではなかった。その後、クウェートは2016年7月にPCTに加盟し、2016年9月9日にPCTが発効した。ただし、GCC特許庁はPCTに加盟していないため、新たな不確定要素が生まれることになった。

いずれにしても、このたびの上記の発表により、クウェートで係属中の特許出願が近いうちに審査され、査定を受けることのできる可能性が生じている。また、クウェート特許局による既存のバックログに対する取組みは、クウェートを指定国としたPCT国内移行出願の受理が計画通りに開始できるよう、準備が進められていることを示しているかもしれない。

(※) クウェートの特許制度については、中東知的財産ニュースレター第13号もあわせてご覧ください。

・サウジアラビア — 異議申立手続の変更

サウジアラビアでは、GCC商標法の導入に伴い、異議申立手続を司法手続から行政手続へと変更した。現在、サウジアラビアでは異議申立が行政手続となったことから、原則として従来の司法手続よりも費用を抑えられるようになった。

引き続きサウジアラビアで公告された商標について異議申立が可能であり、いかなる関係者も正当な根拠に基づいて異議申立を行うことができる。異議申立は、官報での公告日から60日間認められるが、これを超えることはできない。

異議申立手続は書面による記録に基づいて行われ、その所管範囲は登録可能性の問題にはほぼ限定される。サウジアラビアは先願主義の国であるため、出願人および異議申立を管轄する当局は、異議申立の根拠となる既存の登録商標が使用されていたことを示す証拠の提出を異議申立人に求めることはできない。出願人が使用について争うには、別途商標の不使用取消審判を開始しなければならない。異議申立手続は、取消審判が確定するまで中断されることはなく、その逆の場合も同様である。

サウジアラビア国内で先行する権利が成立していない場合であっても、知名度に基づき異議申立を提起することができる。特定の商標の知名度は、通常、周知商標の保護に関する国際基準（パリ条約第6条の2）、および、周知商標の保護に関する現地基準に基づいて評価される。

効力のある証拠であればいかなるものも受理されるが、受理するかどうかの判断は、証拠としての完全性を示す次の要因について評価した上で下される。(i) 販売の期間および地理的範囲、(ii) 売上高、(iii) 広告の費用およびサンプル、(iv) 受賞歴、レビュー、報

道記事、(v) 国内の関連する業界団体や消費者団体の内部における標章の評判、および (vi) 専門家の証言やブランド名の認知度を評価するための調査など。

異議申立の根拠として認められるものにはほかにも、絶対的拒絶理由、不誠実な行為、パリ条約第 6 条の 7 (標章の所有者の代理人またはその他の代表者による商標の登録) に基づく権利、パリ条約第 8 条 (商号) に基づく権利、パリ条約第 6 条の 3 (国の紋章、公の印章、政府間機関の紋章等に関する禁止規定) に基づく権利、公序良俗に反する行為などがある。以上のリストはすべての根拠を網羅したものではなく、確定的なものとして解釈すべきではない。

・中東・北アフリカ — 特許制度の概要

中東・北アフリカ (MENA) 諸国では、特許を巡る状況が改善され、経済も発展を続けている。したがって、国際的なプレゼンスの拡大を目指しているイノベーション企業は、MENA 地域を非常に魅力的な市場と見ている。そこで、MENA 地域の特許制度に関する重要な質問と回答を以下にまとめる。

MENA 地域を対象とした特許庁はあるか？

MENA 地域全体を網羅した特許庁は存在しないが、GCC の加盟国 6 カ国を対象とする GCC 特許庁は存在する。GCC 特許庁はサウジアラビア国内にあるが、サウジアラビア特許庁からは独立して運営されている。なお、GCC 特許庁は、パリ条約にも PCT にも加盟していないが、特許出願に対して 12 ヶ月の優先権主張期間を認めている。

GCC 特許の各加盟国での有効化手続は必要か？

GCC 特許庁に一度出願を提出すれば、GCC に加盟しているバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦 (UAE) の 6 カ国が自動的に指定され、特許付与された際にはそれ以上の有効化手続は求められない。結果的に、その特許は上記の 6 カ国すべてで自動的に強制力を持つことになる。特許年金は、毎年第 1 四半期中に、各国に対してではなく、GCC 特許庁にまとめて支払わなければならない。

特許出願はアラビア語と英語のどちらで審査されるか？

国によって、アラビア語もしくは英語のいずれかの言語で審査される。例えば、エジプト、オマーン、カタール、およびサウジアラビアへの特許出願は、アラビア語の明細書に基づいて審査が行われる。調査報告書や通知書もアラビア語で発行され、それらに対する応答もアラビア語で提出しなければならない。

UAE 特許庁は各国の特許庁との連携を進めており、最近では韓国の特許庁と契約を結んでいる。そのため、審査は英語で行われるが、すべての文書は、記録および公開のために、英語とアラビア語の両方で提出されなければならない。もう一つの例としては、GCC 特許庁が挙げられる。GCC 特許庁は、一部の出願は現地にてアラビア語で審査して

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)



いるが、外国の特許庁にも審査をアウトソースしている。そのため、両方の言語で発行された調査報告書と通知書を閲覧することができる。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 17

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2017年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。